

(1) 利用料金について

A 利用料金が介護保険から給付される場合。  
 B 利用料金の全額を入居利用者に負担いただく場合（介護保険を適用しない場合）  
 以上の2つの料金体系があります。

A 介護保険の給付の対象となる費用

○介護費 1日あたり

要介護度 所定単位	要支援2 単位	要介護1 764単位	要介護2 800単位	要介護3 823単位	要介護4 840単位	要介護5 858単位
自己負担1割	760	764	800	823	840	858
自己負担2割	1520	1528	1600	1646	1680	1716
自己負担3割	2280	2292	2400	2469	2520	2574

介護費について 利用者の自己負担は費用全体の額の介護負担割合証に記載された割合の金額となります

☆補足 \*下記の加算の該当になれば、別途下記のような加算がつきます。

入院時体制費用	246 単位/日	入院後 3 カ月以内に退院することが明らかに見込まれる場合で円滑に再入居できる体制を確保している場合、(月に 6 日限度で)
初期加算	30 単位/日	入居後 30 日間は 1 日 30 単位加算されます。また、医療機関に 1 ヶ月以上入院された場合も同様です
口腔衛生管理体制加算	30 単位/日	歯科医師、又は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護員に対し、技術的助言を月 1 回以上行われた場合
栄養スクリーニング加算	5 単位/半年	管理栄養士以外での介護職員等でも実施可能なスクリーニングを行い計画作成担当者に栄養状態を文章で共有した場合
生活機能向上連携加算	200 単位/月 100 単位/月	リハビリを実施している事業所又は、医療提供施設の理学療法士等が当事業所を訪問、共同で評価、計画作成を行った場合
サービス提供体制強化加算	加算Ⅰ 18 単位 加算Ⅱ 12 単位 加算Ⅲ 6 単位	介護福祉士が 60%以上配置されている場合 介護福祉士が 50%以上配置されている場合 常勤職員が 75%以上配置又は 3 年以上の職員が 30%配置の場合
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	①入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出する。 ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
夜間支援体制加算	50 単位/日	夜間、介護職員 1 名配置に加え 1 名の介護員又は宿直を配置
医療連携体制加算	39 単位/日	看護職員を常勤換算で 1 名以上配置している場合
若年性認知症受入加算	6 単位/日	65 歳未満の認知症による要介護者を受け入れた場合
看取り介護加算	64 単位/日	看護師により 24 時間連絡体制の確保と説明の同意 (対象日以前 30 日迄)

処遇改善加算	加算Ⅰ 11.1%	キャリアパス要件 (①②③) 及び職場環境等要件を満たす対象事業者
	加算Ⅱ 8.1%	キャリアパス要件 (①②) 及び職場環境等要件を満たす対象事業者
	加算Ⅲ 4.5%	キャリアパス要件 (①②) 及び職場環境等要件を満たす対象事業者
特定処遇加算	加算Ⅰ×1.5 加算Ⅱ×1.2	定められた処遇改善加算を取得しており、さらに介護職員の処遇の改善を行うための要件を満たす事業所

B 介護保険の給付対象とならない費用 (全額自己負担となります)

○諸経費 (1ヵ月あたり)

1、グループホーム 合歓の丘

	日額	月額 (日額×30日)
住居費	1,600 円	48,000 円
食材料費 (おやつ含む)	1,300 円	39,000 円 (朝 300 円 昼 500 円 夕 500)
水道光熱費	600 円	18,000 円
合計		105,000 円

○その他の費用

- ・医療費・介護用品代 (紙パンツ、尿取りパットなど)、理・美容料の実費
- ・居室で、テレビ、コタツなどの家電製品を使用される場合は、1台あたり日額50円

458\*☆補足

- ・月の途中で入・退去の場合は、日割り計算とします。
- ・外泊の場合は、食材料費はいただきません。 ・入居一時金はいただきません。

(